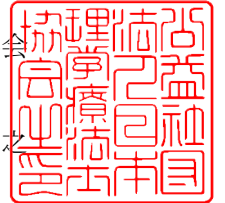


日理協 26 第 255 号
2026 年 7 月 21 日

農 林 水 産 大 臣
鈴 木 憲 和 殿

公益社団法人日本理学療法士協会

会 長 斉 藤 秀 之



農林水産省

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2027 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、

速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携型)へ理学療法士を活用
2. 愛玩動物に対する理学療法にまつわる理学療法士の名称独占の規制強化

各項目の詳細は別添参照

以上

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望項目

1. 地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携型)へ理学療法士を活用

【要望先:農村振興局都市農村交流課】

農山漁村では、人口減少や高齢化の進行に伴い、労働力不足や荒廃農地の発生といった課題が深刻化しています。こうした中、農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展と、障害者等の自信や生きがいの創出、社会参画の実現を図る取り組みとして推進されています。また、令和6年に策定された「農福連携等推進ビジョン(2024 改訂版)」では、対象が障害者に加え、高齢者、生活困窮者、ひきこもり状態にある者等へと広がり、ユニバーサル農園の普及・拡大が新たに位置づけられました。さらに、2030 年度までに農福連携等の取組主体数を 12,000 件以上とする KPI も設定されており、今後、地域における取り組みの更なる推進が求められています。

農福連携等の取り組みを地域で広げていくためには、障害者一人ひとりの能力や高齢者の特性に応じた作業分担を行うなど、誰もが働きやすい作業環境を整備するとともに、農作業における安全面にも十分に配慮することが重要です。こうした取り組みを支えるため、農福連携技術支援者等の専門人材の育成と活動が進められていますが、これに加え、理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が、対象者の心身機能や作業遂行能力の評価結果を踏まえて、作業内容の調整や安全管理に関与することは、労働関連の疲労軽減や労働能力および活力の向上等につながるなど、取り組みの実効性向上に資すると考えます。

つきましては、貴省が実施する「地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携型)」においては、農福連携のさらなる推進に向け、理学療法士を含むリハビリテーション専門職の積極的な活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。あわせて、本事業の一層の発展と拡充に向け、必要な予算の継続的な確保についてもご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2. 愛玩動物に対する理学療法にまつわる理学療法士の名称独占の規制強化

【要望先:農村振興局都市農村交流課】

近年、我が国では、ペットを家族の一員として大切に飼育する意識が高まっています。一般社団法人ペットフード協会の 2024 年調査によれば、犬の飼育頭数は約 6,796 千頭、世帯飼育率は約 8.75%とされており、飼育頭数は減少傾向にあるものの、愛玩動物は国民生活に深く浸透しています。また、公益社団法人日本獣医師会は 2010 年6月に活動指針として「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を採択し、「One Health」の取り組みを推進しています。さらに、令和4年5月には愛玩動物看護師法が施行され、愛玩動物看護師が国家資格として位置付けられるなど、獣医療の充実と動物の適正飼養に向けた体制整備が進められています。こ

のような中、理学療法士についても、本来は人を対象とする国家資格であるものの、その専門的知見を応用し、獣医師の管理の下で動物に対する理学療法に関与している事例も見受けられるようになってきました。

理学療法士は名称独占資格であり、理学療法士及び作業療法士法第 17 条では、「理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士に紛らわしい名称を使用してはならない」と規定されています。しかし、動物に対する理学療法の分野においては、理学療法士の資格を有しない者が、あたかも理学療法士と同等の専門性を有するかのような紛らわしい名称を用いている事例も見受けられます。このような名称の使用は、理学療法士及び作業療法士法第 17 条の趣旨に反するおそれがあるだけでなく、飼い主や獣医療関係者に混乱を生じさせ、サービスの内容や提供者の資格に対する適切な理解を妨げる要因にもなりかねません。あわせて、愛玩動物に対する理学療法に関する適切な理解と信頼性を確保する観点からも、制度の趣旨を踏まえた適切な周知及び必要な対応の強化が求められます。

つきましては、愛玩動物に対する理学療法の分野における紛らわしい名称の使用実態を踏まえ、関係法令の趣旨に沿った適切な周知及び指導の強化についてご検討いただくとともに、利用者の安心と獣医療の適正な提供体制の確保に向け、必要な予算措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

以上